

第5回教育委員会（定）

開会日時 令和3年 3月 11日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時41分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊（オンライン出席）

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩二郎	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	家 田 彩 子	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指 導 室 長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	平 沢 安 正
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	浅 子 隆 史
施設整備担当副参事	千 葉 享 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。長沼委員はオンラインでの出席となります。

それでは、ただいまから、令和3年第5回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、星野学務課長、門野指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、浅子学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、平沢教育支援センター所長、大橋中央図書館長。

以上、12名でございます。

本日の議事録の署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第5号 東京都板橋区教育委員会請願処理規則等の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第二 議案第6号 東京都板橋区教育委員会文書管理規程等の一部を改正する訓令

(教育総務課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第5号「東京都板橋区教育委員会請願処理規則等の一部を改正する規則」について及び日程第二 議案第6号「東京都板橋区教育委員会文書管理規程等の一部を改正する訓令」について、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、資料の「議-1」と「議-2」をご覧いただきたいと思います。

議案第5号、東京都板橋区教育委員会請願処理規則等の一部を改正する規則及び議案第6号、東京都板橋区教育委員会文書管理規程等の一部を改正する訓令でございます。

一括してご説明をさせていただきます。

提出日でございますが、いずれも令和3年3月11日。本日でございます。

提出者につきましては、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

詳細につきましては、教育総務課長の方からご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

教育総務課長 それでは、説明させていただきます。

まず、議案第5号でございます。資料は「議-1」をご覧ください。

議案の名称は、「板橋区教育委員会請願処理規則等の一部を改正する規則」で

ございまして、この1つの規則で14件の規則を改正する形式になっております。

条例、規則の改正方式としまして、このような同一の動機、改正原因の場合は、1つの規則をもって、条立てにして、各条でそれぞれの規則等を改正するという方式がございまして、本件はその方式によっているものでございます。

まず、第1条のところ、教育委員会請願処理規則の改正ですが、第2条中の「押印の上」という文言を削ります。

その他の規則の改正につきましても、同様に、押印を廃止する取扱いに伴いまして、条文上に、「押印の上」などの文言がある場合は、それらを削るということと、様式中に、印鑑を押すための「印」という文字が表示されているものが多数ございますが、それらを削ることがこれらの改正の趣旨でございます。

また、様式について、所要の整備をするものもございまして。

第2条以下は、第2条で「東京都板橋区教育委員会公印規則」、第3条で「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則」、第4条で、「東京都板橋区天津わかしお学校教職員宿舍管理規則」。第5条で、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」。第6条で、「東京都板橋区天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則」。第7条で「東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則」。第8条で、「東京都板橋区立教育科学館条例施行規則」。第9条で、「東京都板橋区立生涯学習センター条例施行規則」。第10条で、「東京都板橋区立八ヶ岳荘条例施行規則」。第11条で、「東京都板橋区立郷土資料館条例施行規則」。第12条で、「東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例施行規則」。第13条で、「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則」。

最後に、第14条で「東京都板橋区立図書館館則」ということで、それぞれ改正を行います。

この規則の施行期日は、令和3年4月1日でございます。

提案理由は、押印廃止に伴う改正を行うほか、所要の規定整備をする必要があるというものでございます。

続いて、議案第6号は、訓令の改正でございます。

議案第5号と同様に、押印廃止に伴う改正でございます。

第6号も同じ形式で、複数の訓令を改正してございまして、第1条で、「東京都板橋区教育委員会文書管理規程」、第2条で「東京都板橋区立学校公文書取扱規程」、それから第3条で「幼稚園教育職員の旅費支給規程」を、それぞれ改正するものでございます。主として、様式の改正となっております。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

雑駁ですが、説明は以上になります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第 5 号及び日程第二 議案第 6 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第三 議案第 7 号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(新しい学校づくり課)

教 育 長 続いて、日程第三 議案第 7 号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、次長と新しい学校づくり課長から説明願います。

次 長 それでは、資料「議－3」をご覧いただきたいと思います。
議案第 7 号。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございます。提出日につきましては、令和 3 年 3 月 1 1 日。本日でございます。提出者でございますが、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。詳細につきましては、新しい学校づくり課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新しい学校づくり課長 よろしく願いいたします。

今回の事務局組織改正につきましては、提案理由にも記載がございますが、今までグループ制をとっていたところを、今回、係制に変更するということでの変更になります。

つきましては、第 2 条の方で、新しい学校づくり課の項を次のように改めるということで、今まで学校づくり課だけでしたものを、学校施設係、学校計画・改修係、学校配置調整第一、第二係、この 4 係を位置づけるものと、第 7 条の方に、各係の仕事を、分掌事務として定めるものでございます。

仕事内容としましては、今までグループ制で行っていた内容と変わるところはございません。係を組織づけるということで考えていただければと思います。

最後に、付則として、この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

提案理由は、先ほども申し上げたとおり、グループ制から係制に移行するというものでございます。

説明の方は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

このグループ制から係制というのは、これは全庁的な体制変更ということでしょうか。

新しい学校づくり課長 はい。教育長がおっしゃるとおり、全庁的な流れでございまして、方向性として、グループ制の考え方を、特定の課に限定せず、係制を所管にも拡大し、全庁展開を図る、そういった方針に基づいて、今回、新しい学校づくり課の方もグループ制から係制の方に発展するという形のものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。
そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第3 議案第7号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第四 議案第8号 東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則

(学校配置調整担当課)

教 育 長 続いて、日程第四 議案第8号「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と学校配置調整担当課長から説明願います。

次 長 それでは、資料「議-4」をご覧いただきたいと思います。
議案第8号、東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則でございます。
提出日でございますが、令和3年3月11日。本日でございます。
提出者は、東京都板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。
詳細につきましては、学校配置調整担当課長の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

学校配置調整担当課長 では、よろしくお願ひいたします。
東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

現在、上板橋第二中学校につきましては、小茂根一丁目2番1号にありまして、新校舎の整備工事を旧向原中学校のあった向原三丁目1番12号にて進めております。

令和4年3月中の完成を予定しております。

整備工事につきましては、予定どおり進捗しております。

新校舎への移転によりまして学校の所在地が変わることに伴い、平成29年1月に上板橋第二中学校と向原中学校の統合準備委員会が決定いたしましたとおり、上板橋第二中学校の通学区域の一部を桜川中学校の通学区域へ変更するものでございます。

統合準備委員会が示した変更理由は2点ございます。

1点目が、新校舎への移転により、環状7号線以北の区域からの通学距離が遠くなる。

2点目が、環状7号線以北の区域の町会は桜川支部に所属しており、通学区域と町会支部との境界線を一致させ、青少年健全育成事業などの参加や、中学校と町会支部との区分けを明確にするということでございます。

今回の改正によりまして、2ページ目の別表にありますとおり、上板橋第二中学校と桜川中学校の通学区域に分かれておりました小茂根三丁目と小茂根五丁目 が桜川中学校の通学区域となります。

また、上板橋第二中学校の通学区域にございました小茂根四丁目は、全て桜川中学校の通学区域となります。

この規則につきましては、令和3年8月1日から施行いたします。

なお、東京都板橋区立学校設置条例の所在地の改正につきましては、平成29年第1回区議会定例会にて議決をしておりまして、その際に、施行日を規則で定めるとしてありますが、今年の秋に施行期日を定める規則については提出させていただき予定となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第8号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第五 議案第9号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 続いて、日程第五 議案第9号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料番号「議-5」になります。

議案第9号。

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

議案の提出月日は令和3年3月11日。

提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

板橋区あいキッズ条例施行規則を改正するものでございまして、地方税法等の一部を改正する法律によりまして、令和3年度以降の個人住民税について、未婚のひとり親を対象にした控除が創設されることにより、書式等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明いたします。

地域教育力推進課長 ご説明いたします。

本件は、あいキッズ条例施行規則の第17条第2項の第2号を削るものと、別記、第2号様式を改めるものですが、中身につきましては、まず、ひとり親が、従前の税法ですと、いわゆる寡婦控除に適合しないため、税法で計算しますと住民税非課税となれないことがあります。

これらの方々を救うために、独自にこのあいキッズ条例施行規則においてみなしの計算を設定しておりました。それが今回、削る17条第2項第2になるのですが、今般、税法が改正されまして、新たにひとり親控除というものができましたので、わざわざあいキッズ条例施行規則でみなすまでもなく、税法上の計算で非課税者となれますので、その規定が不要になったために削るということでございます。

もう1つは、押印の廃止に伴いまして様式を改めるという内容でございます。説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第五 議案第9号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第六 議案第10号 東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部を改正する訓令

(教育支援センター)

教 育 長 続いて、日程第六 議案第10号「東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部を改正する訓令」について、次長と教育支援センター所長から説明願います。

次 長 資料「議-6」をご覧いただきたいと思います。

議案第10号 東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部を改正する訓令でございます。

提出日でございますが、令和3年3月11日、本日でございます。

提出者につきましては、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

詳細な中身につきましては、教育支援センター所長からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

教育支援センター所長 よろしく願いいたします。

資料をご覧ください。

教育支援センター処務規程の中の第6条、教育ICT推進系の項目のうち(3)、この部分の環境教育ネットワークに関することから「環境」の文字を削除するという改定でございます。

理由につきましては、下に示させていただいたように、今回、GIGAスクールの構想につきまして、校務用のネットワークと学習用を物理的に分離するという作業を進めまして、新たに校務支援システムの方に環境教育の方が全庁LANとして移行するということになりましたので、新旧対照表にあるように、「環境」の文字を削除したということでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第六 議案第10号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第七 議案第11号 八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について
(生涯学習課)

日程第八 議案第12号 榛名林間学園の管理運営に関する令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について
(生涯学習課)

日程第九 議案第13号 教育科学館の管理運営に関する令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について
(生涯学習課)

日程第十 議案第14号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について
(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第七 議案第11号「八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について」から日程第十 議案第14号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について」、一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料番号「議-7」から「議-10」になります。

まず、議案第11号「八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について」。また、議案第12号「榛名林間学園の管理運営に関する令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について」。議案第13号「教育科学館の管理運営に関する令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について」。最後に、議案第14号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年度事業計画の承認について」の4本でございます。

議案の提出月日は令和3年3月11日。

提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

全て、指定管理施設における令和3年度分の協定の締結と令和3年度事業計画の承認に関する議案でございます。

ただし、八ヶ岳荘につきましては、新たな指定管理者になるため、基本協定の締結も入れてございます。

詳細な中身につきましては、生涯学習課長からご説明いたします。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

今、説明がありましたとおり、八ヶ岳につきましては、基本協定の締結でございます。こちら、今回、新しい事業者、「八ヶ岳フィールドパートナーズ」と名

称が変更になったもの、そのほか共同事業体になりますので、それによって内容を一部変えさせていただくもの等がございます。

そのほか、全ての指定管理施設において、年度協定と事業計画書それぞれに変更がございますが、全ての施設に共通するものとしては、コロナ感染症対策の予防という点を入れさせていただいたところが、全ての施設について共通しているところです。

それ以外には、それぞれ特徴がございますが、八ヶ岳に関しては、新しく事業者になりましたので、自然に関する、アウトドアに関する色々な事業等が含まれていることと、また移動教室の日程が秋に、色々、設定されていることでの変更がございます。

それ以外に、榛名の方ですね、秋に移動教室が予定されていることによって、自主事業の変更が含まれています。

そのほか、コロナ対策として、防寒のために毛布を使っているのも、そこにシーツのカバーを加えるなどということも具体的に記載されております。

教育科学館につきましては、来年度、また新たに指定管理者の選定になりますので、そういったことも踏まえて、また中央図書館がすぐオープンしますので、図書館との連携であるとかということが事業計画の中に含まれています。

最後に、郷土芸能伝承館ですが、こちら1年目で、今年から新しい事業者なのでスタートしたところなのですが、色々と事業ができなかったところではあります。来年度、色々工夫をしまして、郷土芸能についての自主事業も新たに加えるなどして事業計画を組んでいただいているところです。

簡単ですが、以上になります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策ということについてはそれぞれガイドラインを作成して当たっていくということが書かれていたと思うのですが、八ヶ岳荘など宿泊を伴う施設では、洗面所ですとか、食堂など、気になる部分があります。

例えば、清掃については、そのままの契約内容になっていると思うのですが、団体棟の洗面所などの清掃などガイドラインでしっかり定め、コロナの対策をとっていただけるようお願いしたいと思いました。

生涯学習課長 ありがとうございます。そのようにいたします。

教 育 長 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 では、そのあたりのことを、十分に検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。 長沼委員、どうぞ。

長 沼 委 員 教育科学館について、ご説明の中で、新しい図書館が近くにできるということで連携が始まる、ということがありました。具体的にどのようなことをされる計画でしょうか。

生涯学習課長 今度できる中央図書館の屋上で「星を見る会」とともに連携をさせていただく事業と、あとは、中央図書館の中に立派な「教育科学館コーナー」を作っていたので、そこの書籍ですとか、内容を何か連携できればと考えております。

長 沼 委 員 ありがとうございます。よく分かりました。

教 育 長 現時点で、教育科学館の指定管理側からのアプローチというのでしょうか、何か、具体的なアイデアなどは出ていたりするのでしょうか。

生涯学習課長 資源は豊富ですので、あらゆることで図書館との連携ということは出していけるかなとは考えていますが、できるだけ、こちらの方でも細かな指示を出していただければと考えております。

中央図書館長 中央図書館です。新しい中央図書館開館に向けて、今、事前の打ち合わせ等を行っている中で、教育科学館の指定管理事業者とも協議を進めております。

例えば図書館ホールを使った指定管理事業者の展示会や、先ほどお話がありました天体観測、それから指定管理の事業者が色々な資料を制作している会社でもございますので、そういった資料の連携ですとか、今、協議として具体的に進んでいるところです。

教 育 長 もう1つお願いとして、物理的に近接しているということだけで、区民の方々が何か上手くつながるだろうという発想ではなくて、教育科学館には中央図書館のメッセージ、宣伝があるし、中央図書館には、今言ったように、教育科学館のコーナーを置くなど、それぞれが見える化したものがきちんと掲示されたり、アナウンスされたりするというような工夫もぜひ行っていただければと思います。よろしくお願いします。

松 澤 委 員 今、教育長がおっしゃっていたところと同じなのですが、今回、新中央図書館がオープンするということで、集客が、コロナの影響もあるのかと思いますが、今後、徐々に増えていくと思っております。ぜひ、教育科学館の方と中央図書館の方、課が違うのですが、その連携をより一層強化していただきながら、板橋区全般の色々な各課の施設が横断的に連携をとっていけると、1つのところで頑張っていくよりも、より効果が出るのではないかと思いますので、その辺を、今

後、期待したいと思っています。よろしくお願いします。

教 育 長 ありがとうございます。

青 木 委 員 今、皆さんの議論を聞いていて、私も個人的な思いつきで恐縮なのですが、先般ございました市町村の教育委員オンライン協議会の中で、少し板橋区を取組を私の方からプレゼンさせていただくときに、新しい図書館、それから絵本づくりの特徴を含めて、教育科学館と近くなるので、絵本づくりの中の、いわゆるサイエンスコミュニケーション、要するに、STEMではないですが、STEM、STEAMに関する絵本づくりにシフトしていくようなことも検討していますという形で、勝手にプレゼンをさせていただきました。恐らくそういったようなところで、より独自性のある、Win-Winの取組に発展させていくことができるのではないかと思いますので、その辺も意識しながら何か新しい取組を立ち上げていただければと、個人的な思いも含めてお願いしたいと思います。

 よろしくお願いします。

生涯学習課長 ありがとうございます。教育科学館と図書館の連携というところでもあるのですが、生涯学習課は、科学館だけでなく様々な施設も持っていて、特にその中でも、今回、指定管理の郷土芸能伝承館の中でも、事業としては、「傘でプラネタリウムを作ろう」や、「骸骨教室」など、非常に科学的な事業もやっております。そこで科学館の連携をするなり、あとは中央図書館のオープンの話をするなりというところでどんどん展開していけると考えております。

青 木 委 員 そうですね。伝統文化と科学という融合も必要になってくると思います。ぜひ、その辺も意識していただけるよう、どうぞよろしくお願いします。

生涯学習課長 はい。

教 育 長 ありがとうございます。
 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第七 議案第11号から日程第十 議案第14号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第十一 議案第15号 令和2年度板橋区登録文化財の決定について

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第十一 議案第15号「令和2年度板橋区登録文化財の決定について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料「議-11」、議案第15号になります。
令和2年度板橋区登録文化財の決定について。
提出月日は、令和3年3月11日。
提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。
提案理由でございますが、板橋区文化財保護審議会から、板橋区登録文化財の答申があったため、これを承認し、文化財を登録する必要があるためでございます。
中身の詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。
今回、文化財として新たに登録するもの、3点。
1つ目が、「梅樹堂師匠、大野時長の碑」でございます。こちら徳丸にある北野神社境内の中にある碑でございます。
こちら江戸時代末期における板橋区内での庶民教育、寺子屋教育の状況とその筆子の範囲などが判明する重要な歴史資料ということで、今回、新たに登録するものでございます。
次に、「招魂之碑」、こちら明治35年陸軍板橋区火薬製造所爆発事故の火薬製造所内の碑でございますが、事故とその犠牲者を記憶しようとする製造所職員の意識のみならず、明治中期における国内の火薬製造及び科学技術の展開などを理解することができるということで、文化財として登録をさせていただくものでございます。
3つ目。「無形文化財」。渡邊孝夫（神田松鯉）さんが人間国宝に登録されたことを受けて、今回、登録をするものでございます。
以上、簡単ですが、よろしくお願いたします。

教 育 長 ありがとうございます。
質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
この(2)の招魂之碑については、今、ちょうど東板橋体育館を改築していて、12月ぐらいにオープンだったかと思います。これは場所的には非常に近いのですよね。せっかく文化財を指定するということですので、担当課にもお伝えしていただいて、広く周知できればという気がいたします。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第十一 議案第 1 5号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第十二 議案第 1 6号 東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(中央図書館)

日程第十三 議案第 1 7号 東京都板橋区立中央図書館駐車場条例の施行期日を定める規則

(中央図書館)

日程第十四 議案第 1 8号 東京都板橋区立中央図書館駐車場条例施行規則

(中央図書館)

日程第十五 議案第 1 9号 東京都板橋区立図書館処務規則の一部を改正する規則

(中央図書館)

日程第十六 議案第 2 0号 東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(中央図書館)

日程第十七 議案第 2 1号 教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(中央図書館)

教 育 長 続いて、日程第十二 議案第 1 6号「東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」から日程第十七 議案第 2 1号「教育委員会の所属に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令」について、一括して地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料「議－1 2」から「議－1 7」まででございます。

議案第 1 6号から議案第 2 1号までの議案についてご説明を申し上げます。

議案第 1 6号、東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則。

議案第 1 7号、東京都板橋区立中央図書館駐車場条例の施行期日を定める規則。

議案第 1 8号、東京都板橋区立中央図書館駐車場条例施行規則。

議案第 1 9号、東京都板橋区立図書館処務規則の一部を改正する規則。

議案第20号、東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。

議案第21号、教育委員会の所管に属する施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令。

これら全てが、中央図書館に関するものでございます。新たな中央図書館の改定に伴いまして、新たな規則の制定や、その規則の改正、また、この中央図書館の組織改正に伴う議案でございます。

議案の提出月日は令和3年3月11日。

提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

詳細につきましては、中央図書館長の方からご説明申し上げます。

中央図書館長

中央図書館から説明いたします。

まず、基本になりますのが議案第16号でございます。

こちらの条例改正につきましては、中央図書館の移転、それからいたばしボローニャ絵本館の移転及び名称の変更の条例についての変更を、開館日となります3月28日と定めるものでございます。

それを踏まえまして、議案第17号でございます。

新しい中央図書館には、先に条例で定めましてとおり駐車場及び自転車駐輪場が設置されます。その施行期日を定める規則でございます。

これも開館日となります令和3年3月28日とするものでございます。

また、こちらの条例に伴う条例の施行規則を定めております。そちらが議案第18号でございます。

こちらの資料で詳しくご説明いたします。

条例施行規則につきましては、新しい中央図書館の駐車場及び駐輪場について規定しているものでございます。第6条におきまして、使用料の額を定めております。駐車場の使用料につきましては、30分までごとに、自動車にあつては200円、原動機付自転車及び自動二輪車にあつては100円としております。

第2項におきまして、自転車駐車場の使用料、駐輪場の方は、入場から2時間までを無料とし、以降、退場までの時間について、8時間までごとに100円としているものでございます。

続いて、議案第19号でございます。

こちらは組織の改正に伴う新しい新中央図書館での勤務体制、職員体制について定めたものでございます。処務について定めたものでございます。

係は、3つの係から成ります。

図書館政策係、読書推進係、ボローニャ絵本係の3係で新しい図書館を運営してまいります。それらについて、内容の業務の中身について記しておるものです。

これまで「ボローニャ子ども絵本館」とありましたものは廃止することになっております。

続いて、議案第20号でございます。

教育委員会公印規則の一部を改正する規則です。

こちらは、ボローニャ子ども絵本館が廃止されたことによって、公印も廃止す

るという規定の改正でございます。

続いて、第21号でございます。

第21号につきましては、施設等に勤務する職員の勤務時間、休憩時間に関する規程の改正の訓令でございます。

こちらは、所属職員の勤務時間を中央図書館の職員と一にするものでございます。ボローニャ子ども絵本館から移転することによって、勤務時間を統一させたものでございます。

簡単ではございますが、規則改正についての説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

では、改めて、中央図書館長に、ボローニャ子ども絵本館から「子ども」という言葉を抜いた、その理由について、改めてご説明をお願いできますか。

中央図書館長 これまで「ボローニャ子ども絵本館」という名称は、子どもたちに、珍しい資料であるとか、絵本の価値を届けていこうという趣旨でつけられてまいりました。

その間、様々な事業を展開したり、ボローニャ市との連携が深まっていく中で、絵本の魅力が更に深まって、広がって、子どもだけではなく、あらゆる世代、全ての世代にわたって魅力を発信していこうというところで、この「子ども」という文字を取りまして、「ボローニャ絵本館」としております。

そのため、新しい中央図書館にも、ボローニャ絵本館の展開においては、子どもたちだけではなく、あらゆる世代の方にその魅力を届けていけるように進めてまいりたいと考えています。

教 育 長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十二 議案第16号から日程第十七 議案第21号までについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第十八 議案第22号 板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和3年度協定の締結並びに令和3年

度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続いて、日程第十八 議案第 22 号「板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 3 年度協定の締結並びに令和 3 年度事業計画の承認について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料「議-18」、議案第 22 号、東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和 3 年度協定の締結並びに令和 3 年度事業計画の承認についてでございます。

議案の提出月日は、令和 3 年 3 月 11 日。

提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

議案の詳細につきましては、中央図書館長の方からご説明申し上げます。

中央図書館長 東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定及び令和 3 年度協定の主な見直し概要をご覧いただきたいと思えます。

資料は、3 / 212 ページでございます。

今年度、外部評価を踏まえて、指定管理事業者の運営について評価・調査をしたところです。

この中で、サービス水準を図るに当たって、目標数値といったところが実態とかけ離れているというご意見がございまして、各地域図書館とも協議をしまして、一部改正をするものでございます。

こちらが基本協定のところでございます。対象は、氷川、東板橋、小茂根図書館の変更になります。内容は、第 20 条第 1 項にございます「サービス水準書」の別紙 5 となっております。中身はホームページの閲覧件数の目標数値の設定の変更でございます。

こちらは事業者が変更するとき、当初設定を、前の事業者の運用状況をそのまま引継ぐ形となってしまっておりましたので、運営している中で、ホームページの作りであるとか、そういったものが違うためにカウント数が大きく変更しておりましたので、実態に合わせつつ、また、当該地域図書館の展開において、更に工夫が図れるような目標数値を設定するという事で変更を加えたものでございます。

氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館、それぞれの数値はご覧のとおりで変更となっております。よろしくお願いたします。

その他、年度協定の部分につきましては、大きく変わったところで見ますと、次のページでございます。

4 / 212 ページでございます。

総則の中で、子ども読書活動推進計画 2025 についての記述を追加し、子ども読書の支援についての協定を更に深めておるところでございます。

続いて、年度協定でございます。

年度協定の中では、重点目標を 3 つ定めております。77 / 212 ページで、

ご確認いただけるかと思えます。

重点目標として、絵本のまち板橋に関する取組の充実。2番として、新しくできます中央図書館並びにいたばしボローニヤ絵本館との事業連携の充実。更に、予定されております東京オリンピック・パラリンピック競技大会への記録と記憶に残す取組というのを強調する重点項目として示しまして、事業計画を展開するものでございます。

特に新中央図書館の開館、ボローニヤ絵本館と事業連携の充実については、新しい企画等についても提案があるように進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 2点ほどあるのですが、1点目は、先ほどのお話しにあった閲覧件数というところを見ていると、氷川図書館が23万ぐらいから4万2千ぐらいに落ち込んでいますが、ほかの図書館はそこまで減っていないということでしょうか。

あと、もう1点は、G I G Aスクールで、タブレットが配置されているということもありますので、図書館との連携というか、そこからどういう形でやられていけるのかなという点が気になりました。この2点を教えてください。

中央図書館長 最初のホームページの閲覧件数の変更についてですが、閲覧のカウントの方法が、従前の事業者のカウントは、ホームページ内でページが変わるたびにカウントを累積していくものでした。それで、事業者が変わって3か年を経過しており、ホームページ運用の実態と、昨年実施した外部評価においても現状の反映についてご意見をいただいたことを踏まえて、変更した経緯がございます。

それからG I G Aスクールに関係するところでは、この後、子ども読書活動推進計画のご説明の中でもお話がありますが、そういった新しいソフトに関する研究であるとか、個別のところでは、地域図書館、清水図書館だけ環境的に整わないのですが、視聴覚室を、「勉強できる時間」として開放する時間を作って、そこでW i - F i環境を整えて、タブレットを持参し勉強ができるように、環境を整える予定でございます。

松 澤 委 員 今のホームページの方は大体理解し、中で移動した回数もカウントされるということが多くなってしまったということですね。

あと、もう1つの図書館の連携で、G I G Aとの連携については、今おっしゃっていたのは、恐らく、タブレットを使って図書館での勉強のことかと思えます。図書館自体が本を貸し出すものの中のデジタル文書に関しての、その連携というのでしょうか、子どもたちが貸し出し数の多いベストテンをタブレットに送ってあげたりして、興味関心を引くというか、例えば先ほどのボローニヤ絵本館の絵本のお話なども、著作権の問題があるかと思えますが、それを、ページを出して

いただいて、興味を持っていただいたら、中央図書館のボローニャコーナーに足を運んでくださいというようなことができると非常に興味を示すと思えるので、何か、そのようなことも今後やっていただくと、タブレットを使っての図書館での学習というのも非常に面白味があるのですが、逆に、図書館に足を運んでもらう面白味もあると思います。そしてほかの課の方にも共通なのですが、その事業について子どもたちに知ってもらうツールとしてタブレットを使うというのは、今、スマートフォンを使って社会的にそういうことが行われていますけど、そういうことも、できる範囲でよいとは思いますが、情報が多過ぎると逆に子どもたちも困るので、少ない頻度でも、そういうことができたなら、非常に今後タブレットを使う意味でもプラスになるのではないかと思ったので、その辺もお願いしたいと思いました。

中央図書館長 タブレット端末を使った応用と申しますか、更なる活用については、図書館の支援ツールなどの研究が進んでおりますので、そういったところを上手に取り入れながら、繋げていければと考えております。ありがとうございます。

高野委員 私も松澤委員と全く同じ2点だったのですが、基本協定の方のホームページ閲覧件数の目標数値の変更という点については、やはり実態を伴った目標にしていけないと、図書館が努力しているのに、結果としてその努力が全然数字に表れてこないということがありましたので、これは良いことだと思います。

あわせて、今、ホームページからSNSの方に図書館も移行して、色々なものに取り組んで発信しているという点は素晴らしいので、この数字にとらわれずに、様々な、時代に合った方向性で進めていただきたいなと思いました。

それから、同じく区立小中学校に通う児童・生徒の放課後の学習支援についてという部分についてです。

学習支援について、各図書館でWi-Fiが導入された後に居場所として使えるということなのですが、実際にどういう形を想定して、時間や、例えば学習室でやるのか、また、そこは今まで学習室を使っていた人と違って、今度、小学生なども利用するようになるのか、図書館としてはどのようなふうを考えて準備を進めているのか、お伺いしたいと思いました。

中央図書館長 最後の放課後の学習支援のところについてなのですが、視聴覚室は、30人から50人ぐらいは入れるスペースがあって、諸室があります。そちらに、タブレットを持った、Wi-Fiが繋がる環境が作られております。

そこは、通常、講演であるとか、読み聞かせの会だとか、そういったところのための図書館活動の部屋でございます。その活動がない時間帯に、机、椅子を並べて開放するというのを今までもやっていたのです。

そこで新たに環境を備えて、児童・生徒が来たときに、それを繋げられるようにするという環境を整えようと思っています。

小中学生の方限定となりますと、今まで図書館活動として活動してきた来館の

方、もう大人の世代の方も使われていたものなので、そこを排除するというのはなかなか厳しいので、全体の中で一緒になってやっていただきたい、そういった活動をしてもらいたいと考えております。

教 育 長 よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十八 議案第 2 2 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第十九 議案第 2 3 号 板橋区子ども読書推進計画 2 0 2 5 (原案) について

(中央図書館)

教 育 長 では、続いて、日程第十九 議案第 2 3 号「板橋区子ども読書推進計画 2 0 2 5 (原案) について」は、4月の閉会中の文教児童委員会で報告予定の案件であるため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。

○議事

日程第二十 議案第 2 4 号 学校職員出勤簿整理規程等の一部を改正する訓令

(指導室)

教 育 長 続いて、日程第二十 議案第 2 4 号「学校職員出勤簿整理規程等の一部を改正する訓令」について、次長と指導室長から説明願います。

次 長 それでは、資料の「議-20」をご覧いただきたいと思います。
議案第 2 4 号。

学校職員出勤簿整理規程等の一部を改正する訓令でございます。

提出日でございますが、令和 3 年 3 月 1 1 日。本日でございます。

提出者でございますが、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

詳細につきましては、指導室長の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

指導室長 それでは、よろしくお願いたします。

まず、提案理由でございますが、会計年度任用職員制度の導入並びに、これまでもご説明がありましたとおり、押印廃止に伴いまして、学校職員の所要の規程整備をするためのものがございます。

まず、1つ目。学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてです。

データの方で、①、②、③と3つほどございます。

こちらの方、新旧対照表にもなっておりますので、適宜、ご覧いただければと思います。

まず、第2条のところですが、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例に規定する「日勤講師」と文言を整理させていただいております。

第3条、「教頭」を「副園長」、あるいは「職員」の次に、「以下「指定職員」」というようなものを、文言を加えております。

第4条は、ご覧のとおり改めております。

また、第5条のところは、「整理者」を「副校長又は指定職員」、「押印」を「前条の出勤の表示」に改めております。

また、別表のところは、新たに「出勤」などの項を設けたことに伴いまして、番号が1つずつ繰り下がっております。

以下、学校職員服務規程、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程、同様に文言等を整理し、文言等を改めている箇所が同様でございます。説明は以上でございます。

教育長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 それでは、お諮りします。日程第二十 議案第24号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・令和3年2月分）
（区費職員・令和3年2月分）

(指-1・指導室)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「人事情報について」、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、資料「指－1」をお開きください。
1、正規職員についてです。
2月末の教職員数は、括弧内の休職者なども含めて、総勢1,926名です。
先月と比較いたしまして、1名減となっております。
2、期限付任用教員についてです。
2月末の数は15名で、1月末の時点から増減はございません。
説明は以上です。

教育総務課長 続きまして、区費職員でございます。
資料は、「総－1」になります。
1、一般職員・再任用職員・行政支援員につきましては、増減等、変動ございません。
2 ページ目の会計年度任用職員でございます。
スクール・サポート・スタッフの追加配置分が3名増となっております。スクール・サポート・スタッフにつきましては、各校1名なのですが、月16日、週当たり4日の勤務を1名、または、その半分ですが、月8日、週当たり2日の勤務職員を2名ということで、どちらかで配置をしております。
それから、学校生活支援員、2名増、2月1日付で2名採用となっております。
それから教育相談員が、退職によりまして1名減となっております。
一番下の社会教育指導員も、退職ということで1名減となっております。
3、特別職非常勤職員につきましては、変動はございません。
以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 通学区域の一部変更について

(配－1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告2「通学区域の一部変更について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 よろしく申し上げます。
この報告につきましては、先ほどの規則改正と内容が重複いたしますので、資

料の記載項目について説明をさせていただきます。

1につきましては、規則改正を行いました案件名、2につきましては、規則改正の改正内容、3には、平成29年1月に上板橋第二中学校と向原中学校の統合準備委員会が決定いたしました通学区域変更の理由、4には、規則の施行期日。

2ページ目には、変更前と後の通学区域図を記載してございます。

この内容につきましては、4月の閉会中の区議会、文教児童委員会に報告していきます。

説明は、簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
この2枚目の地図が、変更前と変更後ということによろしいですね。

学校配置調整担当課長 はい。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針（策定方針案）

(配-2・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告3「板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針（策定方針案）」については、4月の閉会中の文教児童委員会で報告予定の案件であるため、非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ありがとうございます。

○報告事項

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の臨時休館・休業について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告4「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社会教育施設の臨時休館・休業について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

緊急事態宣言の延長に伴っての休館の延長についてのご報告でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 板橋区ジュニアリーダー活動感謝状の贈呈及び贈呈式の開催について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 では、続いて、報告5「板橋区ジュニアリーダー活動感謝状の贈呈及び贈呈式の開催について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、「地－1」をご覧ください。

今年度の板橋区ジュニアリーダー活動感謝状の贈呈及び贈呈式の開催でございます。

今年度も、ジュニアリーダー感謝状贈呈要綱に基づきまして、高校3年生もしくは相当年齢の方のジュニアリーダーの贈呈式を行います。

日時は3月25日の16時30分から、教育支援センターの研修室で行いますが、今年度はコロナの状況を鑑みまして、今のところ、緊急事態宣言は明ける前提で開催ということですが、感染防止対策を十分とりまして、通常よりも時間を短く、30分程度、かつ防止対策の徹底を図りまして実施するというものでございます。

2ページ目、推薦が挙げられた30名の方の属性等を記載しております。こちらの方に贈呈したいと考えております。

以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 この後、非公開に入りますので、私の方からよろしいでしょうか。昨日、2つほど私の手元に届いたものをご紹介しますと思います。1つは、板橋区立西台中学校が、昨年度、今年度と、板橋の教育ビジョン研究奨励校ということで、本来

であれば、今年、研究発表する予定だったのですが、このコロナ禍の中でできないと状況だったのですが、この学校はSDGsについての研究を深めています。

非常に内容的にも豊かで、まず「見える化する」ということで、学校に行っていただくと、校内にいわゆる17の目標のアイコンが様々なところに掲示されていたり、授業の中でも学習内容に合ったアイコンを掲示したりしています。それから、そのために意識化を図って行って、概念形成をして、そして、更に生徒会と連携して行動変容を起こしているのです。

例えば、ペットボトルのキャップのリサイクルだとか、給食の牛乳のストローを使わないとか、スーパーのレジ袋を使わないといったことが、生徒会の子どもたちの方から、学びを通してアクションを起こしてきています。

更には、様々な授業もこのSDGsと絡めていて、先ほど青木委員がおっしゃっていたSTEMにつながるような、カリキュラムマネジメント的な発想にも取り組んでいるということで、非常に素晴らしい内容だと思っています。後ほど、教育委員の皆様にもお配りされると思いますのでご覧いただければと思います。

それから、もう1つは、生涯学習課長からも報告があった櫻井徳太郎賞なのですが、私が教育長に着任した6年前は区内の子どもたちの応募が非常に少ない状況だったのですが、その後、非常に増えてきて、今年は小中学校の部が620点ということで、2002年に櫻井徳太郎賞が創設されて以来、最も多い中で、更に区内の小中学校の募集も非常に増えてきております。そして、最も嬉しいのは、小中学生の部で、最優秀賞に区内の中学校の2年生の作文が入りましたし、優秀賞、佳作の中にも区内の子どもたちの作品が多く出ています。

これは、学校として取り組んでいるというようなこともあると思うのですが、特に優秀賞の子については、言い伝えの伝承ということで、お祖母様の家のある茨城県の霞ヶ浦地域に伝わる小紋石という、その物をテーマに、その理由だとか、あるいは歴史だとか、あるいは、その実態等について、分かりやすく、細かく丁寧に書かれてありました。

こういったことで、中央図書館にも櫻井徳太郎文庫ができるというところでは、1つの大きな足跡を歩んでいるなど感じ、私としては感謝したいと思いますし、こういったことが更に区内に広がっていければなという思いがあり、ご報告を申し上げます。以上です。

それでは、先ほど申し上げましたように、日程第十九 議案第23号及び報告3については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方のご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第十九 議案第23号 板橋区子ども読書推進計画2025(原案)について

(中央図書館)

教 育 長 それでは、続いて、日程第十九 議案第 2 3 号「板橋区子ども読書推進計画 2 0 2 5 (原案) について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料番号「議-19」になります。

議案第 2 3 号「板橋区子ども読書活動推進計画 2 0 2 5 (原案)」についてでございます。

議案の提出月日は、令和 3 年 3 月 1 1 日。本日です。

提出者は、板橋区教育委員会、教育長、中川修一でございます。

提案理由でございますが、素案に対する区民意見 (パブリックコメント) を実施いたしました。その意見を反映いたしまして、計画原案を策定したものでございます。

本計画は、「いたばし学び支援プラン」の下位の計画として、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 か年における、子どもの読書活動推進にむけた施策の方向性と取組を計画化したものとなっているものでございます。

説明につきましては、中央図書館長からご説明いたします。

中央図書館長 中央図書館からご説明いたします。

議案第 2 3 号についてでございます。

まず、パブリックコメントでどのようなご意見があったかについて、ご説明させていただきます。

2 / 6 9 ページをご覧ください。

パブリックコメントは、本年 1 月 2 3 日から 2 月 7 日までの 1 6 日間、ご覧の方法により行いました。こちらに寄せられたご意見としては、新しい図書館に関すること、また、資料の活用に関すること、催事別の取組に関すること、網羅的にご意見をいただいたところ です。

また、2 ページの 3 にございますとおり、不読率の悪化に関するところ。

素案の中では、成果目標等は設定しないとあったところもございましたので、ご意見も頂戴したところ です。

それ以外の関連するところ、5 / 6 9 ページに、主な意見、素案を踏まえたところでの対応について取りまとめたところがございますので、そちらをご覧ください。

まず、これまでの取組の網羅的なところ、総括内容のところ、ご意見を踏まえて修正をしております。

特に不読率に関するところでは、読書についてのアンケート、不読率だけではなく、その背景にある生活状況であるだとか、読書以外の取組であるだとか、興味であるだとか、そういったところを数値として持っておりますので、そこを追記させていただいております。

それが、原案にございます 4 ページから 1 3 ページのところ、追記しておくも

のです。

こちらのアンケートにつきましては、昨年中の教育委員会の中でご報告させていただいた内容の再掲になっております。

また、様々な取組について、例えば、お話し会であるだとか、本の紹介に関することであるだとか、具体的な提案などもいただいておりますので、取組事業の中に、新規として、できる限り反映させていただいたものでございます。

このパブリックコメントのご意見も踏まえて、素案から修正をしているところを中心に、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、原案の24ページでございます。

重点施策についての記述をしているところです。33/69ページでございます。絵本のまち板橋の解説をしているところなのですが、少し、子ども読書といったところを分かりやすくということで、実際、何をするのかというのが分かるような「作（つく）る」「繋（つな）ぐ」「伝（つた）える」といったところで、個別的な内容がより分かるような記述に改めております。

絵本との出会いの場を「作る」こと、それから絵本を通じてコミュニケーションを深めていく、家庭の輪を繋いでいくという「繋ぐ」、それから絵本文化を築き、人から人へ更に広がる、「伝えていく」という3つの視点を施策の肝に据えて進めていこうというものでございます。

続いて、次のページ、34/69ページ。進行管理としてくくらせていただきました。令和3年から7年度の計画においての、どういうふうな状況に向けていくか、検討、実施、拡充、継続など、数値の記載とともに、どういった方向に向かっていくのかというのを定義づけた上で、個別的な、具体的取組について紹介することといたしました。

続いて、38/69ページ。

ここから、第3章として、具体的な取組を紹介するところなのですが、SDGsの考え方と連携している事業、領域について可視化する形で、連携が見込まれるゴールについて、6つのアイコンを各取組の冒頭のところにアイコンを示しながら、意識化の一助にしたいと計画の中に盛り込んだものでございます。

具体的な取組で、新規事業になっているものを中心にご説明を加えたいと思っております。

まず、40/69ページでございます。

「ブックスタート（絵本）の有効活用」というところです。

ブックスタートは乳児のうちにお渡しするものではあるのですが、取りに来られない方などもいらっしゃいます。そういった方のために、本をストックしておいて、区内の児童館であるとか、保育園だとか、そういった施設に絵本を提供しまして、事業の普及、PRに努め、また、図書館での配布のほかにも繋げていくと、そういった取組をしたいと考えております。

続いて、新規として入れておりますのが、44/69ページ。

14番、「子ども司書制度の創設」でございます。

こちらは、今、印刷業者と連携した事業を産業振興課と進めておるものがある

のですが、その中で、「よむりえ」という名称を商標として登録していくといったところでございます。

その状況、その「よむりえ」という言葉を上手く生かして、図書館を中心とした司書認定、認定制度を創設しようというものです。

こちらは、子どもたちに絵本や読書などの勉強会をしながら、最終的には乳幼児たちに読み聞かせができるような段階にまでいけるようにという会を考えております。

続いて、15、「読書通帳活用に向けた表彰制度の創設」でございます。

読書活動については、前期の重点施策の中で、小学校、中学校で普及が進んでおります。また定着が進んでおるところでございますので、更にそれを生かして、成果物に対して評価をし、表彰しようというものです。

量的なものだけでなく、読んだことによってどのようなものを得たのかというのを記述されているものから表彰するといったものなどを検討しながら、制度として定着させていきたいと考えております。

続いて、中高生を対象とした取組で、52/69でございます。

それは学習スペースの提供ということで、先ほど少しタブレットの活用のところでもお話がありましたが、それとも連携しながら、中高生の勉強会、そういった専用の時間帯を設定するなどして、更に施設の活用を図っていきたいと思っております。

また、中央図書館、新しい図書館の施設においては、館内に学習ルームを設置します。また、ティーンズルームでも、諸室がございますので、グループ学習に利用するなど、ティーンズルームの活用もまた考えておるものです。

次の41番も関連するところです。

「ティーンズの居場所づくり」においては、所管内に専用のフロアやコーナーを設置して、ティーンズ自らコーナーづくりを手がけるなど、ワークショップなどを立ち上げながら、所管スタッフと一緒に進めていきたいと考えております。

また、こちらでは、教育委員会と協定を結んでおります日本女子大学の協力を得まして、ファシリテーターをお願いするなど、協議も進めておるところでございます。

続いて、54/69。特別な支援を必要とする子どもたちへの取組としまして、「デージー資料の貸し出し及び資料充実」を図ってまいりたいというものでございます。

こちらでもデージー資料の一部ではございます。

ディスクの中に朗読している情報が入っておりまして、それを提供するというもので、聴覚障がいの方においては、とても期待されている資料でございます。

読書バリアフリー法、この趣旨を踏まえて、こういった取組を更に充実させていきたいと、また、若い世代にも伝えていきたいと考えております。

更に、次ページに進みまして、55/69ページ。

51番、「多言語資料の有効利用」ということで、外国語絵本をそろえた資料などを生かしまして、区立図書館の設定した日にちに持ち寄って、無償交換など

ができるような場を提供したいというものでございます。こちら検討委員会の中で、学識経験者の方から出された意見でございます。そういったものを実現させていきたいと思っております。

続いて、56/69ページ。

「ダイバーシティ社会の推進」ということで、先ほどアイコンを示しておりますが、こういったところで、意識啓発のようなところ、図書館の資料を上手く合わせながら展開してまいりたいと考えておるものです。

続いて、57/69ページでございます。

先ほど松澤委員からもご意見がありました、「GIGAスクール構想によるICT化の活用」といったところでは、図書館での勉強、また、先ほどありました図書館ツールにおいても、こういったタブレット端末の普及を見据えた研究が進んでおりますので、そういったところを上手く捉えて取組に生かしてまいりたいと考えております。

また、54番、「商店街とのコラボレーションによるイベント実施」。

こちらは絵本のまち板橋の展開の中で、可視化を更に進めながら、絵本のまち板橋の魅力発信に繋げていこうというものでございます。

その他、図書館サポーターによる運営であるとか、「本を活用した質の高い教育の持続」、これはSDGsの考えを、資料を充実して活用していくというようなものでございます。

これらの事業が新規の事業となっております。

これらのほか、年次計画の示し方等で見直しを図りながら、原案としてまとめたものでございます。

こちらを、教育委員会を踏まえて、庁内での調整を踏まえて、策定へと繋げていきたいと考えております。

若干、長くなりましたが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
 よろしいですか。

(はい)

教 育 長 ブックスタート事業というのは、1歳になるまでに2冊の絵本を届けるのではなくて、取りに行くということによろしいですか。

中央図書館長 最寄りの図書館にまず足を運んでいただくという趣旨もある取組でございまして、図書館に来ていただいてお渡しするというのが今の運営方法です。

教 育 長 その時に、例えば、我々がよく言っているゼロ歳から読書ですとか、そういった本を読むこと、あるいは読み聞かせの効用などについてのパンフレット等、そ

ういったものも一緒にお渡ししていただいているのですか。

中央図書館長 はい。「よんで！よんで！」というブックリスト、更に1歳以降も順々に作られておるものがあるので、それも一緒に入れて、また、区の間組などもわかるものも一緒にお渡しして、更に読書に親んでもらおう、図書館にも親んでもらおう、そういう趣旨での間組でございます。

教 育 長 それから、もう1つあるのですが、学校の図書室が、すごく閉鎖的で、限られた時間、あるいは誰かが引率して行かないと行けないという感じがするのですが、図書室は、非常に子どもたちにとってもリラックスできる場所であるということ考えたときに、とにかく子どもたちが学校にいる間はいつも開けておいて、子どもたちが、例えば授業が嫌になったときなども含めて、そこに行ってクールダウンするというようなことができるような発想というのは大事なことだと思います。そうすると、今度は人が必要だとなってくるのですが、それはCS委員会とか、PTAとよく相談して、ボランティアの方を頼むなどといった形で検討いただければと思います。例えば、以前は中学校だと、図書館は鍵を閉めたりしている様子が見られ、何か違うのではないかなという気がしていました。

つまり、本に親しむということ考えたときに、もっともっと図書室を身近な部屋にしていく必要があるのではないかということをととても感じているので、そのあたり、今後、指導室等とも上手く連携をとって、お考えいただければなという、要望です。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十九 議案第23号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

3. 板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針（策定方針案）

(配一2・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告3「板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針（策定方針案）」について、学校配置調整担当課長より報告願います。

よろしくお願いたします。

それでは、「配－2」をご覧ください。

板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針（策定方針案）について、ご説明をさせていただきます。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づきまして協議会を設置いたしました志村小・志村四中において意見書が提出され、昨年11月25日の教育委員会で、意見書を尊重し、志村小学校と志村第四中学校とを小中一貫型の学校として整備するという方向性を決定していただいているところでございます。

それよりも前になりますが、協議会において、一定の方向性が確認された後の令和2年8月から、教育委員会事務局内に小中一貫型学校整備プロジェクトチームを設置いたしまして、小中一貫型の学校としての学校運営などを考えながら、板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針を検討しているところでございます。

つきましては、方針の検討をしていくに当たっての策定方針の部分が固まりましたので、案として、3ページ目以降、別添のとおり報告をさせていただきます。

なお、策定方針案の下、今後、中間のまとめ、方針の素案としてまとめていく形になります。

それでは、3／10ページをご覧ください。

1、策定方針（案）についてでございます。

策定方針（案）では、今回、板橋区における小中一貫型の学校施設整備についての方針を検討するに当たっての基本的な考え方の概要、検討の方向性、検討の進め方を示してございます。

2になります。方針とは、板橋区において、小中一貫型の学校施設の設置を検討する際の施設整備の基本的な考え方としての方向性を示すものでございます。

そのため、実際に改築整備をする学校ごとの施設整備項目の詳細につきましては、学校の改築整備をしていく学校ごとの基本構想、基本計画、設計の際に個別具体的に検討を行っていきます。

方針の検討体制でございますが、検討に当たりましては、事務局内に学校運営に関わる実務者、係長級で構成いたしましたプロジェクトチームを設置いたしまして、校長会等において、現場で働く教職員等の意見を吸い上げながらまとめていきます。

前提といたしまして、この方針の内容は、施設一体型を前提としています。

補足といたしまして、現状のまま、施設隣接型や施設分離型の施設形態、要は単独改築などを行う場合については、この方針を参考に、小中一貫教育推進の視点で施設整備を進めていきます。

4／10ページ目をご覧ください。

3には、方針から具体的な施設一体型の小中一貫型の学校整備への連動のイメージを示してございます。

先ほど説明をいたしましたとおり、この方針につきましては、板橋区における基本的な考え方でございまして、それを個別の学校整備、改築の基本計画、基本

構想を策定する際に、学校ごとの条件に照らし合わせて個別具体的に検討をしていきます。

参考のところにつきましては、文部科学省の設置いたしました会議において、施設一体型と位置づけられている施設形態がございましたので、それを記載してございます。

5 / 10 ページ目をご覧ください。

4 でございます。

板橋区における小中一貫型の学校の制度類型につきましては、2つのタイプがあるうち、義務教育学校ではない小中一貫型小学校・中学校、併設型小中学校のタイプを選択していきます。

理由といたしましては、板橋区では、中学校単位に小学校と中学校をグループといたしました学びのエリアにおきまして、施設分離型の施設状態での小中一貫教育を基軸としておりますため、同じ学びのエリアの複数の小学校同士との連携が大変重要な要素となっていきます。

したがって、既存の小学校と中学校の枠組みを生かして、小中一貫教育を行うことができます小中一貫型小学校・中学校の制度タイプを選択していきます。

義務教育学校の導入につきましては、今後の小中一貫型小学校・中学校の設置運営状況におきまして、義務教育学校の導入の必要性があると判断された場合に検討するものとします。

小中一貫型小学校・中学校の学校整備につきましては、板橋区全体の小中一貫教育のさらなる充実発展に資する学校とすることを目的としています。

6 / 10 ページ目をご覧ください。

5、本方針における検討項目と検討の方向性についてでございます。

施設一体型の小中一貫型の学校施設の整備に当たり検討すべき項目につきまして、図で示してありますとおり、制度に関すること、学校運営に関すること、学校施設に関することに分けて、本方針の策定に向けて、項目ごとに示した方向性に基づき、検討を進めてまいります。

下の方に表示しております表では、先ほどの3つの、分類ごとに、検討項目とその項目ごとの検討の方向性を示してございます。

そちらが、9 / 10 ページまで記載してございます。そのまま、9 / 10 ページを見ていただければと思います。

後半部分、6、方針確定までのスケジュールになります。昨年からの流れを記載してございますが、昨年、令和2年8月にプロジェクトチームを設置いたしまして、2月の代表校長会におきましては意見受け付けをさせていただいております。

そして、今回、3月の教育委員会に策定方針（案）を報告させていただき、4月には文教児童委員会に策定方針（案）を報告いたします。

5月から6月にかけて、全体校長会を通して、学校ごとに教職員等の意見を取りまとめたいただきまして、10月から11月に中間のまとめ、令和4年1

月から2月にかけて策定方針（案）の報告、そして方針策定ということで進めていきたいと思えます。

また、検討の過程におきましては、学校運営に関することでは、他の自治体の施設一体型の小中一貫型の学校の学校長等へのヒアリングを行いまして、施設に関することにつきましては、建築の専門家へのヒアリングを行うなど、専門的な知見の活用も必要に応じて行っていきたいと考えてございます。

最終の10/10ページをご覧ください。

7につきましては、小中一貫型の学校整備に関するこれまでとこれからということで、平成22年度に学びのエリアを導入し、小中連携教育がスタートしていることや、平成30年4月には小中一貫教育に関する検討会、検討報告書におきまして、改築のタイミングを捉えて小中一貫型の学校整備を検討すること、また、施設類型の学校建設の基本事項として留意事項をまとめたことなどを紹介してございます。

また、中段以降には、今年度から小中一貫教育をスタートしていることであつたり、右側に志村小・志村四中の動きを記載しているところでございます。

令和8年度末のところで、志村小・志村四中の改築工事を終えて、令和9年4月の開校を想定していくというところまで、動きを記載しているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 幾つかの学校のCS会議に参加したのですが、その中で学びのエリアについてのご意見を数多く伺いました。また、同じエリアの中でも、その学校に抽選で漏れて進学できない、今のエリアの組み立て自体が、実態にそぐわないところがあるのではないかなど、そういうご意見を聞いてきました。

この流れで進んでいく中で、現在の時点でも小中一貫が始まって大変問題に感じている部分があるところについては、誠実に、早目に、考え方等を示していかないと、小中一貫教育全体に対して、この学びのエリアの齟齬の部分で、否定するような印象を持っている方もいるように、私自身感じました。小中一貫の大切な部分をしっかりと分かっただいて、そして、これが進んでいくように、その辺の皆さんが問題意識を強く感じている部分については、何らかの考え方を少し示せる部分は示していただけたらなと思いました。

学校配置調整担当課長 ありがとうございます。

学びのエリアと通学区域の不整合解消につきましては、小中一貫教育を進めていく上で、大変、重要な部分だと思っております。

議会の方でもそういったご意見というのは数々いただいておりますが、その際にもお答えさせていただいておりますが、最終の10/10ページに板橋区の流

れということで記載をさせていただいている、令和3年度から令和6年度までの動きのところ、いたばし魅力ある学校づくりプラン、こちらの方で、まず、令和3年度の前期計画の検証を行いまして、令和4年度以降は後期計画の策定ということで進めていきます。

その際に、学びのエリアと通学区域の不整合については解消に向けて今後の進め方を検討していくということで、その際もお答えをさせていただいておりますので、令和3年度から6年度にかけて、その検討については着実に進めていきたいと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。

大変難しい、困難な課題ではありますが、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、いかがでしょうか。

松 澤 委 員 今、高野委員がおっしゃっていたところと少し似ているところもあるのですが、やはり理解度というのですかね、特に一般の方々が理解するまでにはかなりの時間が必要になってくるので、その間に、理解の相違というか、同じ方向で目標は一緒だが、アプローチが違ったところとか、あとは現実的に、やはり10年前、20年前、30年前、更に50年前、教育を受けられている方の思考と今の現場の思考は違うということから、理解が得られない場合も多いのですが、やはり舵を切らなければいけないところを熱心に説明していただきながら、理解の相違が徐々に埋まっていくようにしていただければと思います。方向性のワイド化というか、方向性は同じなのですが、すごく細い先端部分の方では、少し広げたゴールというのを見せていただいて、その中で、皆さんが理解していった状況を見ながら、徐々にゴールを説明していくというのですか、目標値は見えていて、板橋区の意図はしっかりしていますので、そこはもう触れなくてよいかと私は思っておりますので、そういったところのアプローチの点が、特にこのような状況の中で危機感が募っている方がたくさんいらっしゃると思っておりますので、そこを、時間をかけるということも必要かなとは思ひます。

今、教育長がおっしゃっていましたが、進めるに当たって非常に難しい点もあるかと思ひます。

そして、やはり学校と学校が一緒になることで、先ほどの高野委員の話ではありますが、学びのエリアによって差が確実に出てしまう場合もあるかとは思ひますが、その辺も含めて、差を埋めていくというのですかね、決して差を作るといふことではなくて、差をなくすための政策だということもあわせてご説明いただければ、一般の方もご理解いただけるのではないかなと思ひますので、その辺も含めて、大変だと思ひますけど、お願ひしたいと思ひます。

学校配置調整担当課長 ありがとうございます。区内初のものを作っていきますので、理解度の相違とか、違いを埋めていくということは大変重要なことと思ひてございます。

2月13日から3月20日まで、計7回、今、説明会を開催させていただいているところをごさいます、そこでいただく色々な意見にも振り幅がありますので、そういった色々な意見を聞きながら、広く、色々な意見を拾いながら検討を進めていきたいと思ひますし、この方針につきましても、今、プロジェクトチームで検討を進めているものよりは、若干、進度を遅く見せて、色々な意見をいただきながら進めていこうというところで、その方向性の振り幅といひましようか、そういったところについても多様な意見を吸い上げながら検討していきたいと思ひているところをごさいます。

教 育 長 ありがとうございます。

 そのほか、いかがでしょうか。

私の方からなのですけれど、令和9年スタートといひても、基本計画や実施計画を立てていくという意味では、令和3年度が非常に重要な時期であるというこゝで、9/10の下のところ、進めるに当たっては既に先行的な学校等へのヒアリングや学校施設に関する専門家へのヒアリング、この辺は意外ととても重いことだと思ひます。ぜひ、そういった機会に情報収集をするるとともに、そういった方々から実際に直接のお話を聞く機会、区民の方々や、もちろんこの地域の方々が、そのようなこともぜひ計画的に検討していただければと思ひております。

今、松澤委員がおっしゃったように、理解を深めていくためには、やはり具体的で丁寧な話を積み重ねていくことが必要だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、ここで冒頭、私の方で報告をすればよかつたと思ひのですが、実は3月2日の本会議におきまして、青木委員におかれては再任ということが議決いたしましたので、ここでお知らせするとともに、青木委員より、一言、ご挨拶をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

青 木 委 員 このたび3期目という形で再任させていただくことになりました。

 また、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひております。

実は、当初は、随分迷うところがございまして。皆様ご承知のとおり、大学の学部1つを完全にマネジメントしなければいけない立場なもので、教育委員が同時に務まるのかどうかということで、教育長等にもご相談をさせていただいた中で、何とかというところでお声かけいただいたという経緯がございまして。

そういった中で、私ができる役割は、なかなか高野委員や松澤委員のように地域に根差したような、色々と区民の方たちとお話をするという機会は作れないと思ひのですが、一方、教育の現場にいて、今、一番こだわっているのは危機管

理でございます。「コロナ対策」、これが、今、非常に大きなテーマになってきて、ご存知のとおり、まだまだ続くという中で、特に高等教育機関は教育の様相が全く変わってくるという状況が見えてきております。

そういった意味で、危機管理という、要するにコロナ対策をしっかり行い、できれば私のところは4月から学生をできるだけ入れて、対面をどんどん増やしていこうということで準備を進めています。というのは、本質論ではないのですが、GIGAスクールも含めてですが、全部デジタルでやってしまい、それで成立してしまうことになる、これは極論ですが、学校が要らなくなるという話になってきますね、最終的には。

でも、それはおかしいのではないかと恐らく皆様は思っただけのものではないかと思っておりますので、その部分、どうやって教育の本質というところを我々がこれからの子どもたちに担保していくかということは大事なということに思いをはせながら、次の期、少しでもこの板橋区教育委員会に貢献できるように、ない知恵を絞って頑張りますので、どうぞ、また1期、よろしくお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前 11時 41分 閉会